

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第106回）議事録

1 日時 平成27年1月21日（水） 15時00分～16時10分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

相澤 彰子、相田 仁、青木 玲子、安藤 真、石戸 奈々子、
伊東 晋、近藤 則子、三瓶 政一、鈴木 陽一、須藤 修、
知野 恵子、根本 香絵、前田 香織、水嶋 繁光（以上14名）

（2）専門委員（敬称略）

雨宮 不二雄、多氣 昌生（以上2名）

（3）総務省

（情報通信国際戦略局）

武井 俊幸（総括審議官）、野崎 雅稔（技術政策課長）

（総合通信基盤局）

吉田 真人（電気通信事業部長）、富永 昌彦（電波部長）、
塩崎 充博（電気通信技術システム課長）、
富岡 秀夫（電気通信技術システム課企画官）、
杉野 勲（電波環境課長）、澤邊 正彦（電波利用環境専門官）

（4）事務局

蒲生 孝（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

(1) 分科会長の選出及び分科会長代理の指名について

(2) 委員会主査及び委員会構成員等の指名について

(3) 「新たな情報通信技術戦略の在り方」について

【平成 26 年 12 月 18 日付け諮問第 22 号】

(4) 情報通信技術分科会決定の改正について

(5) 答申事項

- ① 「国際無線障害特別委員会 (CISPR) の諸規格について」のうち「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち「6 MHz 帯の周波数を用いた磁界結合型ワイヤレス電力伝送システム及び 400 kHz 帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」について

【昭和 63 年 9 月 26 日付け電気通信技術審議会諮問第 3 号】

- ② 「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「ネットワークの IP 化に対応した安全・信頼性対策に関する事項」について

【平成 17 年 10 月 31 日付け諮問第 2020 号】

(6) 報告事項

C I S P R フランクフルト会議の結果について

開 会

(蒲生管理室長) お待たせいたしました。ただいまから情報通信審議会 第106回 情報通信技術分科会を開催いたします。本日は、分科会長が選出されますまでの間、議事の進行を私の方で務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議の様子はインターネットにより中継しておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日は委員15名中14名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、審議内容の説明のため、電波利用環境委員会より、多氣昌生専門委員及び雨宮不二雄専門委員にご出席いただいております。

まず、資料106-1として、総務大臣から指名された情報通信技術分科会に所属していただく委員の方の名簿を席上に配付させていただきますので、ご確認ください。よろしいでしょうか。

分科会長の選出及び分科会長代理の指名について

(蒲生管理室長) 次に、分科会長の選出をお願いしたいと思います。情報通信審議会令第5条第4項の規定により、分科会長は委員の互選により選出することとなっておりますので、どうぞ、委員の皆様方から推薦をお願いいたします。

(須藤委員) はい。

(蒲生管理室長) 須藤委員、お願いします。

(須藤委員) 皆さん非常にご見識の高い方ばかりでございますけれども、これまで情報通信技術分野で非常にレベルの高いご研究をなさり、それから、多くの重要政策に関与していらっしゃいます伊東委員を推薦申し上げたいと思います。なお、伊東委員は、これまでも分科会の会長代理をなさっておりますし、経験、それから知見とも極めて優れておりますので、伊東委員を適任として推薦申し上げる次第です。

(蒲生管理室長) ただいま須藤委員から、伊東委員を分科会長にとのご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(蒲生管理室長) それでは、伊東委員に分科会長をお願いしたいと思います。ここからの議事進行は伊東分科会長をお願いしたいと思います。どうぞ、分科会長席にお移りください。

(伊東委員、分科会長席へ移動)

(伊東分科会長) それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。はじめに、ただいま分科会長に選出していただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年未まで徳田分科会長の下で分科会長代理を務めさせていただいた関係で、今回、この重要なポジションを拝命したのではないかと想像いたしております。情報通信分野は、我が国の産業の中でそれ自身が極めて大きな比重を占めておりますとともに、いろいろな分野の必須の基盤となってきました。また、技術的にはグローバルかつスピーディな進歩・発展が、今、この瞬間も続いています。そのような中で大きな流れに乗り遅れることがないように、タイミングよく新しい技術基準等が導入できますように目配りしてまいりたいと思います。委員の皆様のご指導、ご協力を賜りまして、分科会長の職責を果たしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、私が分科会長としてこの分科会を主宰できない場合に、代行をお願いする分科会長代理を決めさせていただきたいと思っております。分科会長代理は、規定により分科会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。分科会長代理は、お隣の鈴木委員をお願いしたいと思っておりますが、鈴木委員、よろしゅうございますか。

(鈴木委員) 慎んでお受けいたします。

(伊東分科会長) ありがとうございます。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

委員会主査及び委員会構成員等の指名について

(伊東分科会長) 次に、ITU部会の構成員、それからこの情報通信技術分科会に属する委員会の主査及び構成員を指名したいと思います。ITU部会構成員、委員会主査及び構成員は、分科会長が指名することになっておりますので、これからお配りする名簿のとおりとさせていただきます。よろしく申し上げます。

行き渡りましたでしょうか。名簿をご確認いただきまして、各委員会の構成員の皆様におかれましては、今後、精力的な調査・検討をお願いしたいと存じます。

「新たな情報通信技術戦略の在り方」について

(伊東分科会長) それでは、議事を進めてまいります。昨年12月の総会において諮問され、当分科会に付託されました諮問第22号「新たな情報通信技術戦略の在り方」について、総務省からご説明をお願いいたします。

(野崎技術政策課長) 資料106-2-2でご説明させていただきます。なお、資料106-2-1は諮問書でございます。

2 ページ目をご覧ください。冒頭の「諮問理由」にありますように、我が国が超高齢化社会を迎え、国際的な経済競争が厳しくなる中で経済を再生し、さらに発展させていくためには、経済社会全般の基盤であるとともに重要な産業である I C T 分野が力強く成長し、市場と雇用を創出していく必要がございます。

このような中で、1 ページ目の 1. 背景にございますように、内閣総理大臣を議長とする総合科学技術・イノベーション会議におきまして、平成 28 年度から 5 年間の科学技術に係る重点施策について次期科学技術基本計画の検討が開始されております。I C T 分野を所管する総務省としては、積極的にこの議論に貢献していく必要があると考えております。

また、独立行政法人通則法の改正によりまして、本年 4 月から総務省所管の独立行政法人情報通信研究機構（N I C T）をはじめ、研究開発を行う独立行政法人は、研究開発成果の最大化を目的とした新たな国立研究開発法人に移行する予定でございます。こうした新しい制度への移行のための体制の整備や、平成 28 年度から始まる N I C T の第 4 期中長期目標の策定に向けた検討が必要となっております。

このような背景を踏まえまして、2. 検討の方向にありますように、昨年 6 月の情報通信審議会の答申「イノベーション創出実現に向けた情報通信技術政策の在り方」に基づきまして、我が国発のイノベーション創出を実現するための具体的な取組を進めておりますが、中ほどの矢印の上にご覧のとおり、こうしたイノベーションのシーズを生み出すための未来への投資として、国や N I C T の基礎的・基盤的な研究開発をしっかりと推進していく必要があると考えております。

このため、昨年 12 月 18 日に情報通信審議会に、平成 28 年度からの 5 年間を目途とした「新たな情報通信技術戦略の在り方」について新規諮問をさせていただき、検討をお願いいたしました。具体的には、国や N I C T などによる、研究開発、成果展開、産学官の連携等の推進方策及び I C T の重点研究開発分野・課題を検討していただきたいと考えております。

答申を希望する時期は、本年の 7 月を目途として考えております。答申を踏まえまして、平成 28 年度からの研究開発施策を推進していくとともに、N I C T の第 4 期中長期目標と、総合科学技術・イノベーション会議の第 5 期科学技術基本計画の検討に対応していくことを考えております。

3 ページ目に「参考 2」が付いておりますが、これは、N I C T の現在の中期目標・計画における研究開発領域でございます。具体的には 4 つの大きな領域に分かれております。1 番目が「ネットワーク基盤技術」で、オール光ネットワーク、あるいはサイバー攻撃への解析や対応という分野です。2 番目は「ユニバーサルコミュニケーション基盤技術」で、多言語音声翻訳や超臨場感通信のような、新しい、人に優しいコミュニケーション技術を開発する分野です。3 番目は「未来 I C T 基盤技術」で、脳情報伝達を活用した通信や、量子通信のための光子検出器のような、未来の I C T 基盤技術です。4

番目は「電磁波センシング基盤技術」で、電波を活用しまして夜間でも撮れる航空機搭載の合成開口レーダーによる火山の火口等の解析、あるいはフェーズドアレイ気象レーダーのような新しい電波技術を使ったゲリラ豪雨の事前の予測というようなことを目指して研究開発を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

(伊東分科会長) ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(相澤委員) どうもご説明ありがとうございました。国立研究開発法人においては、研究のマネジメントも恐らく重要になってくると存じますが、重点研究開発分野及び重点研究開発課題を考えるに当たりましては、第3期中期目標に関する評価のようなことも、ある程度重要になってくるのではないかと推察いたしますが、この評価について、何かもしお聞かせいただけることございましたら、お願いします。

(野崎技術政策課長) ありがとうございます。まさに今年の4月から国立研究開発法人に移行するのですが、それと併せて独立行政法人の研究開発の業績評価について専門的に助言する研究開発審議会を設置する予定でございます。まずはその場において、現在の第3期中期目標期間中の研究の業績について評価していくことになります。

最終的には、その研究開発審議会の意見を基に、次の中長期目標を作っていくことになりますので、今回新しく設置される委員会と、研究開発審議会で、情報共有しながら審議を進めてまいりたいと思っております。

(相澤委員) ありがとうございます。

(伊東分科会長) よろしゅうございますか。ほかに何かございますか。

(鈴木委員) よろしいでしょうか。

(伊東分科会長) はい、どうぞ。

(鈴木委員) 先ほど第4期科学技術計画、第5期科学技術計画のお話がありました。先ほども総会で申し上げましたように、それから分科会長からのご挨拶にもありましたように、やはり、ICT研究を進め、ICTの技術を高めていくということは、将来の日本にとって、世界にとって、非常に重要なところだと思います。しかしながら第4期の計画では、それまでと違って、ICTが柱ではなくって、ある意味では下支えというような立場になってしまいました。既にある程度できている技術を、何かある目的のために課題解決型で使っていただくだけではなくて、やはり情報通信技術そのものを高めていくという視点が非常に重要ではないかと考えます。ぜひ、第5期の計画にはそういったものを打ち出せるようにしていく必要があるのではないかと感じます。

またその際、このところAI（人工知能）が話題になっておりますが、これまでのICTは、人間の知的活動を支え、拡張するというような形だったのが、それを代替するというところまで行ってしまふことを懸念する声が広がっていると思います。やはりICTは人間のためにあるという視点をもう1度見つめ直すのも重要ではないかというこ

とを、この議題については感じます。以上です。

(伊東分科会長) ありがとうございます。ほかに、ご意見、ご質問等ございますか。

(青木委員) よろしいでしょうか。

(伊東分科会長) はい、どうぞ。

(青木委員) どうもありがとうございます。これは技術分科会ということですが、総合科学技術・イノベーション会議でも、技術と、あとそれと補足的なシステムというのも重要だと言われていると思います。それで、先ほど予算の中にもコンテンツに関する予算とか、システム整備というのが入っていたと思うのですが、この分科会では技術を中心に議論をするということになるのでしょうか。

それとも、コンテンツなどが生まれ、技術を生かすための補足的な、補完的な制度は別のところで発生してくると考えるのか、それとも、そのためのシステムもここで議論するということなのでしょうか。

(野崎技術政策課長) おっしゃるとおりでして、技術だけではなくて、この分科会の中で議論するもの、例えば電波利用についても制度等と表裏一体になっております。また、研究開発についても、ご案内のとおり、総合科学技術・イノベーション会議でも、研究開発体制や産学連携について、例えばクロスアポイントメント制度のような、人材の流動性についての制度的な議論もしております。技術分科会においても、研究開発に関して、円滑に進めていくための制度的な議論も可能です。

(青木委員) どうもありがとうございます。

(伊東分科会長) さらにご意見、ご質問はございますか。

(須藤委員) 1つだけよろしいでしょうか。

(伊東分科会長) はい、どうぞ。

(須藤委員) この「参考2」というところに、ポンチ絵がありまして、NICTの研究開発領域が4つ挙げられております。これは中期目標計画のものですけど、これを縦割りにしないように、この分科会の中でもいろいろな意見を言わせていただければと思います。

例えば、脳研究等、先ほど鈴木先生のお話にも出ましたディープラーニング、機械学習、マシンラーニングの分野、私もその分野をやっていますが、例えばこれはナノテクがかなり絡んでいて、血液中に非常に小さなロボットを入れて、脳の中で化学的なコントロールをやるというようなことを、今アメリカで検討が進んでおります。ハイブリッドブレインと言われますけれども、そのナノチップというのは、外部のクラウドコンピューティングと連動するようなものになっています。ある意味で、先ほど鈴木委員もおっしゃいましたけど、人間ってどう考えたらいいのだという根源的なところまで行きます。アメリカは、そこまで、もうかなり動いているようですので、今僕もNSF等とOECDの会議で一緒にしているのですけれども、結構すごいことを考えているなと思っています。

またこれが、今度の I m P A C T でデュアルユースということで議論になっていて、今、東大も報道されていますけれども、非常に重要な意思決定を迫られるところに来ていますが、あまりまだ、ここで言うべきことではないですけど、やはり軍事研究との関係があります。今度の総合科学技術会議は I m P A C T、デュアルユースを考えるということを行っていますので、そこら辺も含めて、これまでの分科会、もちろんかなり限定的に技術ではやってきましたけど、今度の諮問は政策全般ということも含んでおりますので、そういうことも意見交換ができるようにしていただければと希望いたします。以上です。

(伊東分科会長) どうもありがとうございました。これから議論を深めていただく過程で、もちろん当分科会にフィードバックがかかってくると思います。少々時間も押しておりますので、この辺りでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。

情報通信技術分科会決定の改正について

(伊東分科会長) それでは、今の件に関することでございますが、情報通信技術分科会決定の改正について、事務局からご説明をお願いいたします。

(蒲生管理室長) 情報通信技術分科会決定の改正につきまして、事務局よりご説明いたします。

資料 1 0 6 - 3 をご覧ください。先ほど総務省よりご説明いたしました諮問第 2 2 号「新たな情報通信技術戦略の在り方」につきまして、専門的かつ効率的に調査・検討を進めていただくため、本分科会の下に新たに委員会を設置することをご提案申し上げます。

1 ページ目をご覧ください。情報通信技術分科会決定第 3 号を改正し、委員会を設置いたします。新委員会の名称は「技術戦略委員会」とし、その所掌は「ICT 分野における重点研究開発分野及び重点研究開発課題並びに研究開発、成果展開、産学官連携等の推進方策に関する事項」としております。その新旧対照表は 2 ページ目にお示ししているとおりとなっております。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

(伊東分科会長) ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(三瓶委員) すみません。

(伊東分科会長) はい、どうぞ。

(三瓶委員) 技術戦略委員会を作られることは、大変よろしいことだと思います。

それで 1 点だけ、昨今の技術開発において日本が国際競争力で弱くなっているという 1

つの原因として、知財戦略の問題があるとよく言われておりますけれども、技術戦略、1つの問題は、たぶん技術を考える人間が知財にやはり弱いということがあると思います。あるいは、知財を一体化して考えていないというところに、やはり問題があるのではないかと思います。

知財戦略というのは、単に特許を取るというだけではなくて、知財を含めてどう研究開発をしていくかというところにポイントがあると思いますので、この戦略委員会の中で、そういう議論がもしできるのであれば、やっていただけると良いのかなと思います。

以上、コメントです。

(伊東分科会長) ありがとうございます。事務局から何かございますか。先ほどから、技術だけではなく、それを取り巻くところに関するご質問が多いようなのですが。

(野崎技術政策課長) おっしゃるとおりでございます。総合科学技術・イノベーション会議でも同じく、知財戦略が非常に重要になってきておまして、今回の委員会の場でも、国際標準化に当たって、知財をどう確保して、また実施・許諾していくか等、有識者の方から意見を伺いながら、議論していきたいと思っております。

(伊東分科会長) ありがとうございます。ほかに何かございますか。

それでは、ほかにご意見、ご質問がございませんようでしたら、事務局提案のとおり、諮問22号「新たな情報通信技術戦略の在り方」の調査・検討を進めるため、技術戦略委員会を設置することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように決定いたしたいと存じます。

なお、委員会主査及び構成員は、分科会長が指名することとなっておりますので、これからお配りする名簿のとおりとさせていただきます。よろしく申し上げます。

かなりタイトなスケジュールと伺っておりますけれども、相田委員、主査としてどうぞよろしくお願いいたします。

答申事項

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち
「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち
「6 MHz帯の周波数を用いた磁界結合型ワイヤレス電力伝送システム
及び400 kHz帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力伝送システムに
関する技術的条件」について

（伊東分科会長） 次に、昭和63年9月26日付け電気通信技術審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち「6 MHz帯の周波数を用いた磁界結合型ワイヤレス電力伝送システム及び400 kHz帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」について、電波利用環境委員会の多氣主査からご説明をお願いいたします。

（多氣専門委員） それでは、ご説明させていただきます。資料106-4-2に、大変分厚い報告書がございますが、本日は資料106-4-1のまとめた資料でご説明をさせていただきます。本報告は、ワイヤレス電力伝送システムの技術的条件に関するものです。

表紙の裏の1ページ目をご覧ください。ここにありますように、ワイヤレス電力伝送のもたらす利便性については大きな期待が寄せられております。しかし、空間の電磁界がエネルギーを運びますので、その電磁界が他と干渉しないように高周波利用設備としての規制の対象となっております。

次の2ページ目をご覧ください。ここに規制の制度枠組がまとめられています。右側のところに許可が不要な設備が取りまとめられております。主に50W以下の高周波利用設備が該当し、電動歯ブラシ、ひげそり、スマートフォン用の充電器などは既に実用化されております。今回の検討対象になっているのは、左側の2つに該当するところになりますけれども、許可が必要な設備であります。これらのうち、50W以上の中電力機器と、数kW程度の大電力の機器の製品化が期待されています。特に、この真ん中のグリーンの色で塗られている部分でございますけれども、個別に設備の検査を行わなくても良い型式指定制度または型式確認制度の活用というものを念頭に置いてございます。

次の3ページ目をご覧ください。ワイヤレス電力伝送の方式には幾つかに分類されますけれども、これらのうち、電波受信方式、一番右側のコラムでございますけれども、これは今回の対象には含まれません。磁界結合方式と電界結合方式が検討の対象になります。

4ページ目をご覧ください。磁界結合方式は、2007年MITでの実験報告がなされて、大変有名になったものでございます。この写真がそれでございます。損失の小

さい2つの共振器間では送受電コイルの距離がかなり大きくて、結合が弱くても効率よくエネルギーが伝送されるということが実証されまして、この現象について大変注目されたわけでございます。この下には、分かりやすいように、音叉のイメージで説明しております。

5ページ目をご覧ください。電界による結合を用いた電界結合方式というものもございます。これは磁界結合方式とは異なる利点もありまして、小電力のものはモバイル端末の充電器等にすでに使われています。

6ページ目をご覧ください。実用化が期待されるワイヤレス電力伝送システムの4つのカテゴリがここにまとめられております。左の2つはkWオーダーの大電力のもの、右の2つのカテゴリが100W程度までの中電力のものです。周波数は大電力の2つのカテゴリは100kHz程度以下のもので磁界結合型、中電力のカテゴリは6MHz帯の磁界結合型と400kHz帯の電界結合型、これらが今回の検討の対象となるカテゴリということになります。

7ページ目をご覧ください。情報通信審議会における検討としては、電波利用環境委員会にてワイヤレス電力伝送システムの技術的条件の検討を行ってきたわけですが、検討項目は、他の無線機器との周波数共用、漏えい電波の許容値及び電磁妨害波の測定法、人体防護のための電波防護指針への適合性評価方法等でございます。検討結果は、この分厚い方の資料106-4-2の資料に詳しく書いてございます。一年半余りの検討期間で委員会を4回、作業班を10回、人体防護に関するアドホックグループ会議を4回、計18回の会議を経て、本日の報告に至っております。下にあります図は、この対象とした4つのカテゴリを、横軸を電力、縦軸を給電可能な距離ということで図示したものになってございます。

8ページ目をご覧ください。他のシステムとの周波数共用に関して、既存の電波利用がまとめられています。大電力の2つのカテゴリは100kHz以下ですので、電波時計の標準電波やアマチュア無線の一部の周波数等との共用が必要となります。400kHz帯は船舶無線と共用しており、下の段に行きまして、6MHz帯も各種用途の無線との共用が必要となっております。

9ページ目に人体の問題が書いてあります。人体安全性確保のための検討でございます。ワイヤレス電力伝送システムからの電磁界が空間的に不均一であるため、磁界とのカップリングが複雑であることから、発生源との距離が接近しているケースが多く、測定上に大変困難があるということで、防護指針への適合性の確認のために多くの検討事項がありました。

次に10ページ目をご覧ください。電磁妨害波の測定方法に関しましては、国際規格に整合した方法が望ましいことから、関連する国際規格を参照して検討を行いました。ここに挙げました国際規格に基づきまして、伝導妨害波及び放射妨害波の測定方法を検討いたしました。

11 ページ目をご覧ください。以下が、検討結果になります。始めに 6 MHz 帯磁界結合型ワイヤレス電力伝送システムの検討結果です。まず、アマチュア無線及び公共無線との周波数共用検討を行い、共用は可能と結論されました。電磁妨害波の許容値は、国際的な動向を勘案し、国際無線障害特別委員会（CISPR）の国際規格値を適用いたしました。下の段にその詳細が書いてあります。安全性に関しては、送電開始、充電時には、及びその終了時には、送電を止める仕組み等の安全上の条件も付けられております。また、利用形態に関しては、人体が対象機器に接触したり、送受電コイルの間に入ったりすることも想定しております。

次の 12 ページ目をご覧ください。先ほどの許容値の詳細が書いてあります。この許容値でございますが、最初にブルーのラインで示された目標許容値というものからスタートしております。これは、開発の現状と関連する周波数帯等での規格値等考えて、共用可能であると具合が良いという一つのターゲット値でありまして、これをスタートとしております。最終的に技術的条件としてまとめたのは、この目標値よりもやや厳しい値になりまして、ピンク色で書かれた太い線になります。それから、赤い点線、これはほとんど技術的条件と重なってしまっているのですが、これは関連する CISPR の規格値である CISPR 11 クラス B の値でございます。これをご覧いただきますと、最終的に目標許容値としては若干緩和するということを検討した点もあったわけですが、基本的には CISPR 11 の許容値と一致していると。それから、利用周波数に関しましては、CISPR 11 の許容値では許容値を超えてしまいますので、それに関しては、実状を考慮した形で、煙突のような緩和がなされています。それから、この周波数帯、6 MHz 帯でございますが、3 次高調波、5 次高調波に関してもやや緩和をしないと実際には使えないということで、そのようなご提案となっております。

次の 13 ページ目をご覧ください。400 kHz 帯電界結合型ワイヤレス電力伝送システムの検討結果でございます。信号保安設備、中波ラジオ、船舶無線及びアマチュア無線局との周波数共用検討を行い、共用が可能だという結論に達しております。電磁妨害波の許容値に関しましては、前のものと同様、CISPR の規格値を適用することで、同様に表にまとめたものが、ここに書いてございますが、次の 14 ページ目に分かりやすい形でグラフにしております。

これもブルーで書いた目標許容値に対して、ピンクで書かれた「技術条件として取りまとめた許容値」が示されております。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、526.5 kHz より先のところが CISPR の値より厳しくなっておりますものは、これは我が国の国内での現状の規制に合わせているということでございます。

次の 15 ページ目をご覧ください。3 番目のカテゴリーといたしまして、100 kHz 以下の磁界結合型ワイヤレス電力伝送システムの検討結果でございます。電波時計、船舶無線、アマチュア無線及び中波ラジオとの周波数共用検討を行い、電波時計、船舶無線及びアマチュア無線との共用は可能との結論を得ましたが、一方で、一部の周波数帯

域では中波ラジオとの共用について更なる検討が必要な状況ということになりました。そのため、今後の検討課題ということで、一番下の欄にございますけれども、産業界における、本システムの実用化に向けた具体的な方向性の確認及び製品化に向けての使用周波数の絞り込みが必要であろうということです。使用周波数選定後、中波ラジオ等の他業務との共用条件の確認が必要ということで、検討課題が残されているということになりました。

16ページ目をご覧ください。4番目となる電気自動車用ワイヤレス電力伝送システムの検討結果でございます。電波時計、アマチュア無線、中波ラジオとの周波数共用検討を行い、共用可能との結論を得ました。一方で、これは鉄道で使っているものでございますが、信号保安施設及び列車誘導無線との共用については更なる検討が必要な状況ということでございます。一番下に今後の検討課題が書いてございますが、信号保安施設及び列車誘導無線について、鉄道事業者が求める条件での共用検討を行うため、今年度中を目途に実機を用いた実証実験を実施し、共用の可否を確認するという課題が一部残された状態になっております。

これにつきまして、現在検討されている技術的条件につきましては、このピンク色で書いてございますが、これらにつきまして、先ほど申し上げましたように、まだ検討の余地が一部残っているということで、これは暫定的なご報告ということになってございます。

18ページ目をご覧ください。以上のように、①6MHz帯、それから②400kHz帯の電界結合に関しましては、本報告をもちまして技術的条件についてのご提案をさせていただいているわけございまして、ここに書いてあるようなスケジュールで今後検討を進めることになると思います。それから、④電気自動車用のシステムに関しましては、近々に実証実験等を経て、答申へと進められればと考えております。さらに③100kHz以下の磁界結合型のWPTシステムに関しましては、課題がもう少しかかるかということで、今後も検討を進めていくということにとどめさせていただくということになります。

以上をもちまして、ご報告を終わらせていただきます。

(伊東分科会長) どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。安藤委員、お願いします。

(安藤委員) 言葉だけなのですが、「列車事業者が求める条件で」というのは、具体的にはどのような内容を指しているのでしょうか。

(多氣専門委員) これは、いろいろあるのですけれども、要するに磁界誘導型の通信を行っているのですが、鉄道施設内でどういうところに通信ラインがあるか、近隣の設備との関係で、距離が必要な離隔距離に満たない場合があるということで、実際に鉄道事業者が幾つかの条件を出しているのです、それに基づいてということになっております。

(雨宮専門委員) すみません、雨宮でございます。少し補足させていただきます。

ご承知のように鉄道沿線にW P Tを使った駐車場というのは、いろいろな場所に作られる可能性がございまして、それを考えたときに最低限このぐらいの離隔距離は要りますという検討をやってきております。それは、まだ実機でやった検討ではなく、シミュレーションでございます。

それで、シミュレーションの結果が本当に妥当なものであるかどうかというのを、実機を使った検討で、もう少し条件を細かく見て検証いたしましょうということ、このような簡単な形で書いてございます。

(安藤委員) では、具体的な場所や距離等のいろんな環境を入れて、もう少し詰めるということですね。

(雨宮専門委員) はい。やはりシミュレーションだけではなくて実機で検証しないと、この列車無線はA T S等いろいろございますので、実際に日本全国で変な問題が起きてしまっただけでは困りますのでということで考えております。

(安藤委員) はい、分かりました。

(伊東分科会長) ありがとうございます。ほかに、ご意見、ご質問はございますか。はい、どうぞ。

(前田委員) 前田でございます。1 2 ページや1 4 ページに、C I S P R の許容値よりも下回った形で今回許容値を設定されるということで、これは何か国内の規制によるもので致し方ないかなということもあるのですが、今から伝送システムを開発する過程の中で、国際的に何か支障になる点はないのでしょうか。要するにコストがかかるとか、普及に時間がかかるとか、何かネックになるようなことについては、見通しとしては余り問題なさそうなのではないでしょうか。

(多氣専門委員) この部分は先ほど申し上げましたように、中波の放送があるところなのです。これは我が国固有の規制値ということで、既にそれで我が国の中では動いているわけですから、これを変えますとどういう問題が起きるか、今まであったものを緩和することになってくるわけです。そうすると、放送への妨害というものが本当に起こらないかということについての検討等が、かなり大変になってくるのではないかとございます。

(前田委員) 逆にこれを満たしていれば、海外でも日本国内のものは使えるので問題はないということですか。

(多氣専門委員) はい。

(伊東分科会長) ありがとうございます。よろしゅうございますか。ほかにご質問はございますか。

(青木委員) すみません。

(伊東分科会長) はい、どうぞ。

(青木委員) 私はC I S P R というのを初めて聞いたのですが、この規格を作る段階でも日本のメンバーは参加しているわけですね。

(多氣専門委員) はい。

(青木委員) そうすると、例えば今回鉄道に関する規格というのは、今後日本が、例えば鉄道を輸出する場合に非常に都合のいい規格をC I S P Rが作るように影響を与えて誘導することができるということなのでしょう。

(多氣専門委員) C I S P Rに関しましては、次にC I S P R会議の報告がございますので、そこで少しご報告させていただきたいと思うのですが、もちろん我が国からC I S P Rの許容値を決める会議に多くの方が参加しております、ある一面、我が国の状況に合ったような議論をしてきております。ただ、我が国の国内だけを取っても、妨害を受ける側はもっと厳しくしてほしいと考えておりますし、製品を作る側はもっと緩和してほしいと考えていると、そのギャップが極端にあります。

そういう中ですので、国際的にももちろん非常に活発な議論が起こる分野ですし、その中で、次のご報告聞いていただくと分かるかと思いますが、我が国のこのワイヤレスに関しても円滑に整合していけるように努力をしているところでございます。

(伊東分科会長) ありがとうございます。よろしゅうございますか。

ほかにご意見、ご質問がございませんようでしたら、本件は答申案、資料106-4-3のとおり、一部答申したいと思います、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することといたします。

ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応についてご説明を伺えるということですので、よろしく申し上げます。

(富永電波部長) 電波部長の富永でございます。本日は「ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」のうち「6MHz帯の周波数を用いた磁界結合型ワイヤレス電力伝送システム及び400kHz帯の周波数を用いた電界結合型ワイヤレス電力伝送システムに関する技術的条件」につきまして、一部答申を頂きまして、誠にありがとうございます。

本日頂きました一部答申は、スマートフォンやノートパソコン等への給電を目的とした2つのシステムにつきまして、技術的条件として許容値や測定法、人体安全性の評価方法をご検討いただいたということでございます。これによりまして、無線技術を利用して手軽に、かつ容易に、給電を可能とする製品の今後の普及が広がるということが期待されます。

総務省といたしましては、本日ご答申いただきました内容を踏まえまして、より簡易な手続で導入ができるよう、制度の見直し等、所要の検討を開始してまいります。

取りまとめいただきました多氣先生をはじめまして、委員の皆様方には大変熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。今後とも情報通信行政に対しまして、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

(伊東分科会長) ありがとうございます。

報告事項

C I S P R フランクフルト会議の結果について

(伊東分科会長) 続きまして、実はもう1件答申事項がございますけれども、都合により、先に報告事項である「C I S P R フランクフルト会議の結果」について、電波利用環境委員会の多氣主査から引き続きご説明をお願いいたします。

(多氣専門委員) それでは、ご報告させていただきます。資料6-1と6-2がございます。資料6-2の方が報告書としてかなり詳しいものになってございますが、本日は資料6-1の方のスライドの形式のものでご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、最初のページは、これはいつも使わせていただいているC I S P Rについてのご紹介でございます。ここは割愛するつもりだったのですが、先ほどC I S P Rに関しまして、もう少しご説明しなければいけないのかなと思いましたので、少し説明させていただきます。C I S P Rは無線障害の原因となる各種機器からの不要電波に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的としております。これはI E Cの特別委員会という位置付けになっておりまして、我が国では総務省が審議機関ということで、事務局対応をされています。構成員はここに書いてあるような構成になっておりまして、組織としては、総会の下に運営委員会、それから6つの小委員会がございます。小委員会はそれぞれ分野が決まっております。幹事国のうち2つを日本が占めております。幹事国というのは、議長を指名できるという非常に強い特権もございますし、大変重要な役割でございます。

次のページに移らせていただきたいと思います。C I S P R フランクフルト会議の主な結果の最初のページでございますが、昨年10月13日から23日までフランクフルトで開催されました。我が国からは総務省の方を含め合計38名が参加しております。対処方針に関しましては、これは毎回ふれずにいつも同じなのですが、妨害波の影響を総合的に勘案して、我が国の利益と国際協調を考慮して大局的に対処するというものでございます。対処方針に関しましては、昨年9月の分科会にてご承認をいただいた内容に沿って対処してまいりました。

次の2/10をご覧ください。総会での結果についてですが、一昨年の総会におきまして、我が国からワイヤレス電力伝送の審議の加速に関して幾つかの提案をしております。3つの小委員会にタスクフォースが作られました。そのワイヤレス電力伝送の審議の加速の成果が、今回の1つの重要な結果となっております。ここに書いてございますように3つの小委員会に作られましたタスクフォースの活動状況が示されております。特にB小委員会のタスクフォースは、我が国からリーダーが出ておりますし、先ほどご

報告させていただきましたワイヤレス電力伝送に関する技術的条件と整合するような形で、こちらの審議も進むよう、かなりいい方向に進んでいると認識しております。

次のページ、3/10をご覧ください。ここには、この総会の中でかなり長らく議論されてきた総会として全体としてのポリシーを小委員会に強制するかどうかということについての議論がございました。これについては随分もめたのですが、我が国の方針としては、本当の意味の政策ポリシーについては、これは縛りがあっても良いが、技術的な条件は各小委員会の事情によって柔軟にしてほしいという考えだったのですが、最終的にそういった方向で、コメントを付ければそれと外れることもできるというような形で進んでおまして、良い方向に進んでいると思います。

副議長の指名については、ちょっと省略いたしまして、4/10をご覧ください。「80%/80%ルール」という許容値への適合性を判定する考え方に統計的なルールを設けるかどうか。これが強制的なものであるか、レギュラトリーであるかどうかという議論がございました。これに関しまして、最終的にはレギュラトリーではない、つまり、それぞれの各国規制当局がこれらについては決める自由があるというのが、1つの結論になっております。

5/10をご覧ください。ここからが各小委員会の報告になってございますが、本日、時間が大変限られておりますので、各小委員会の報告に関しましては、我が国からの寄与が非常に大きいということを雰囲気として確認いただくということで、割愛させていただきます。

以上をもちまして、報告とさせていただきます。

(伊東分科会長) ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(三瓶委員) 最初の方で審議を加速させるための、というお話があったと思うのですが、その点について、具体的にはどのようなアクションを取られたのでしょうか。

(多氣専門委員) これは一昨年、今回ではなくて1つ前のときなのですけれども、まず総会の場でプレゼンテーションをさせていただいて、それぞれの関連する小委員会にタスクフォース、あるいはメンテナンスチームを作るように提案をいたしました。その結果、先ほど申し上げましたように、BとFとIの小委員会、BはISM機器、Fは家電製品、照明、Iはマルチメディア、この3つにタスクフォースができて、このワイヤレス電力伝送に特化した議論が行われるようになったという、これが一番大きなポイントでございます。

(三瓶委員) はい、分かりました。

(伊東分科会長) ほかに、ご質問はございますか。ワイヤレス電力伝送というところが、やはり今一番注目されているようでございますが、自動車に関して、何かお話しいただくようなことがございますか。

(多氣専門委員) 自動車は、先ほど申し上げましたように、もう少し検討が残っている

というところですよ。

(伊東分科会長) C I S P R の場には、日本から何か出されたりしているのでしょうか。

(多氣専門委員) C I S P R の場では、C I S P R - B が電気自動車への給電用の機器に関して担当しているのですが、自動車についての技術委員会である T C 6 9 の中のプロジェクトチームが 6 1 9 8 0 という規格の中で、これを主にやっています。そこをリエゾンでもって C I S P R とやっているわけですが、我が国からもその両者にエキスパートとして、この電波利用環境委員会のメンバーの方が参加しておりまして、その意味では積極的に寄与しているということになっております。

(伊東分科会長) どうもありがとうございます。

ただいまのご報告について、よろしゅうございますか。ほかにご質問はございますか。

(三瓶委員) すみません、もう 1 点だけよろしいでしょうか。

(伊東分科会長) はい、どうぞ。

(三瓶委員) 参考までに教えていただきたいのですが、C I S P R で標準値を決める場合には、どのようなルールで決めるのでしょうか。要は全会一致を原則とするのか、それとも、ある程度のパーセンテージで決めているのかというところを、分かれば教えていただきたいのですが。

(多氣専門委員) このスライドの、後ろの方をちょっと見ていただくと、C I S P R の提案の仕方というのが確かあったと思います。参考の 2 / 4 というところをご覧いただければと思います。このように、NP から始まりまして、W o r k i n g D r a f t 、C m m i t e e D r a f t 、C o m m i t t e e D r a f t f o r V o t e や、F i n a l D r a f t I n t e r n a t i o n a l S t a n d a r d というような形で、次第に進んでいくわけですが、この辺りは投票でございます。

この中の投票のルールがそれぞれございますけれども、3 分の 2 以上の賛成というのが基本になってございまして、反対者がいても決まってしまうということでございます。

(三瓶委員) 分かりました。

(伊東分科会長) よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

答申事項

「ネットワークの I P 化に対応した電気通信設備に係る 技術的条件」のうち「ネットワークの I P 化に対応した 安全・信頼性対策に関する事項」について

(伊東分科会長) それでは、先ほど申し上げましたが、ここで答申事項に戻ります。

諮問第 2020 号「ネットワークの I P 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「ネットワークの I P 化に対応した安全・信頼性対策に関する事項」について、I P ネットワーク設備委員会の相田主査からご説明をお願いいたします。

(相田委員) I P ネットワーク設備委員会の主査を務めております相田でございます。

I P ネットワーク設備委員会報告書につきまして、資料 106-5-1 の概要に基づいて、ご説明させていただきます。時間の関係で、資料で下線を引いた部分についてご説明させていただきますが、まず、2 ページの検討事項をご覧ください。

今回は、以前に開催されました「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」での提言と、先般行われました電気通信事業法改正を踏まえまして、ガイドラインである「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」というもの、ここは後ほどご説明しますが、強制力のないガイドラインの固有名称が「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」でございまして、この改正を行ったということでございます。

I P ネットワーク設備委員会の下に安全・信頼性検討作業班を設置してございまして、そこで検討させていただきました。構成員につきましては、3、4 ページに記載させていただいております。また、5 ページ、6 ページには、検討の経過を掲載しております、これまでに委員会を 3 回、作業班を 4 回開催して、検討してまいりました。

続きまして、9 ページをご覧ください。まず、現状について改めてご説明させていただきます。先ほども申し上げましたけれども、情報通信ネットワークの安全・信頼性対策に関する基準といたしましては、電気通信事業法に基づく強制規格としての技術基準と、事業者ごとの特性に応じた自主的取組である管理規程と、事業者が実施すべきまたは実施することが望ましい事項をまとめた任意基準のガイドラインという、3 本立てになっております。今回は、その 3 つ目のガイドラインについて見直しを行ったものでございます。

次のページをご覧くださいと、現行の住み分けというものを記載しているわけですが、強制基準につきましては、電気通信事業法に、いわゆるハード面というようなものについて規定されているわけですが、それは回線を持つ事業用電気通信事業者に

関して規定されているもののみということになっております。一方、今回ご紹介いたしますガイドラインにつきましては、そのような回線を持っている事業用電気通信事業者に限らず、それ以外の電気通信事業設備ですとか、自営の情報通信ネットワーク、さらにはユーザーのネットワークというようなものについても、どのようなことを行うと望ましいかということが含まれてございます。

次のページをご覧ください。具体的な中身ということですが、いわゆるハードの部分と、それからハードの設備に関する基準と、それらを管理するソフト面というのと2つに分かれているわけですが、先ほども申し上げましたように、今回は通信事故が非常に多かったことを踏まえて開催されました検討会の報告と、今般の電気通信事業法改正というものに伴ってこの内容を見直したものでございます。

そこで、その次の12ページには、検討会の内容ということですが、ここに挙げてありますような4つの検討事項に関して7つの提言がなされたということでございます。

それから次の13ページになりますと、これは電気通信事業法改正というので、こちらは今回の対象ではございませんので、強制基準の方がこのように変更されたということでございます。以上が前置きでございます。

続いて15ページになりますけれども、今回、実は事業法の改正に伴いまして、事業者の区分として、回線は設置していないけれども有料でかつ一定規模以上の事業者という分類ができたということで、それらの事業者が参照すべき基準が、基準と言いましてもガイドラインですけれども、どういうものであるかということ。それから、自主的なものでございます管理規程というのにつきまして、実はこういう内容を記載してくださいというのが書かれているわけですが、それと順序等の整合性を取るということ。それから、先ほど言いました検討会のものから改正の検討を行ったということでございます。

16ページの表が先ほどの新たな分類ということですが、回線は設置しないけれども、有料で加入者100万以上と定められる事業規模以上のサービスを提供する事業者という分類ができたということで、これらの事業者に対してどういうガイドラインを提示するかということで、次のページをご覧くださいと思っておりますけれども、事業の規模等から見て、これらのものについては、それなりの回線設備を持っている事業者並みの対応をいただくというのが趣旨でございましたので、原則としてそういう回線設備を持っている事業者と同じレベルの内容を頂くという一方で、回線を持っていないということで、もっぱら回線に関する項目というのは外すということでございます。

それから、18ページでは、管理規定の方の、何を定めるべきというところが変わって、主にこれは記載の順序等を変更したということでございます。

19ページをご覧くださいますと、それ以外のものとしては、従来から行っていることとございますけれども、事業者がいろいろこれまでに行ってきたことの中でベストプラ

クティスと思われるものを中に繰り込んでいくということで、いくつか行っております。

20ページのところですけれども、これにつきましては、事故発生時における利用者への適切な情報提供というものについて、非常に重要であるという観点から、ここについてはかなり記載を追加したということでございます。

最後、21ページ、これは見直すべき項目といたしまして、内閣サイバーセキュリティセンター、NISCにおきまして、サプライチェーンのリスクというものを考慮しろということが、重要インフラにおける情報セキュリティ確保に関する安全基準等策定に当たっての指針ということで盛り込まれましたので、それを反映するようというようにことが指摘されておりますので、その内容を盛り込んだということでございます。

この資料本編の方に具体的な改正内容が記載されておりますので、必要に応じてそこを参照していただければと思いますけれども、詳細については割愛させていただきます。以上でございます。

(伊東分科会長) ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。はい、三瓶委員、どうぞ。

(三瓶委員) 先ほど、回線を持っていない事業者が従うべきガイドラインというお話があったのですけれども、回線を持ってない事業者は、具体的にはどのような項目をチェックするのでしょうか。

(相田委員) 回線は持っていないけど、例えばサーバーを持ってメールのサービスをしているというような場合がございまして。サーバーがダウンしてしまうとメールが全然やり取りできなくなってしまうので、そういうことについて知っていただくということで、サーバー設備等についてどういふことをしていただいたらいいかということで、先ほど言いましたように、従来からその他の事業者ということで分類はあったのですけれども、やはりある程度、一定規模以上のサービスを提供されている事業者については、もう少し厳しい基準を考えていただこうということで、新たに設定したということになります。

(三瓶委員) 分かりました。

(相田委員) 何か事務局から追加で説明いただけることはございますか。

(塩崎電気通信技術システム課長) では、補足ということで、今、相田委員からお話いただいたとおりでございますが、いわゆるISPと言われる、自分たちで回線を持ってなくてサーバー等の回線以外のものを設置し、事業をしている事業者については、例えばサーバーもそうですし、あるいはデータベースですとか、そういった設備について、やはり厳しく、それなりに大規模なISPについては、きちんと対応を取っていただくために、新たなカテゴリーを設けさせていただいたというものでございます。

(伊東分科会長) よろしゅうございますか。どうぞ、鈴木委員。

(鈴木委員) 今、ご質問がありました新しく追加されたカテゴリーですけれども、事業者の数はどれぐらいのボリュームになるのか、もし分かっていたら教えていただけますでしょうか。

(塩崎電気通信技術システム課長) 事務局からお答えさせていただきます。今、基準としましては、有料で、かつ利用者が100万以上ということにしておりますが、現在該当するのは、ISPで言うと3社ということになります。ただ、今後、例えば、MVNOという形で、いわゆる携帯電話事業をやっている方々、今はまだ該当していませんが、今後利用者が100万を超えるということになれば、この新しいところに入ってくるということになります。

(鈴木委員) ありがとうございます。

(伊東分科会長) ほかに、ご質問やご意見等はございますか。

(近藤委員) よろしいですか。

(伊東分科会長) はい、どうぞ。

(近藤委員) 今のMVNOですけれども、格安SIMにはNTTドコモとか書いてあるわけですね。そうすると利用者からすると、例えばイオンで買った格安スマホであれば、イオンがその対象になるのでしょうか。それとも、ドコモが対象になるのでしょうか。

(塩崎電気通信技術システム課長) それはユーザーと契約しているイオンということになります。

(近藤委員) ありがとうございます。

(伊東分科会長) よろしゅうございますか。ほかにご質問等、ございますか。

ほかにご意見、ご質問等がございませんようでしたら、本件は答申案、資料106-5-3のとおり、一部答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは案のとおり答申することといたします。

ただいまの答申に対しまして、総務省から、今後の行政上の対応についてご説明を伺えるということですので、よろしく願いいたします。

(吉田電気通信事業部長) 電気通信事業部長の吉田でございます。本日は、「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件について」のうち「ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策に関する事項」につきまして、ご審議・答申をいただきまして、誠にありがとうございます。

現在、有線・無線の様々なネットワークによりまして、多種多様なサービスが提供されているところでございますけれども、それに伴い発生する電気通信事故の要因も多様化・複雑化してきている、そういう状況でございます。このような状況を踏まえまして、昨年、事故防止に向けて電気通信事業法の改正をさせていただいたところでございます。

本日、ただいま頂戴いたしました答申は、この事業法の改正を受けまして、電気通信設備の安全・信頼性の確保の観点から、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の見直しについてご審議をいただいたものでありまして、今後の事故対策強化につながるものということになります。総務省といたしましては、本日の答申を受けまして、関係する告示改正等の必要な手続に速やかに着手してまいりたいと考えております。

今回、特に取りまとめにご尽力をいただきましたIPネットワーク設備委員会の相田主

査をはじめ、関係各委員の皆様方には、大変ご熱心なご審議をいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。今後とも、引き続き情報通信行政に対しまして、ご指導、ご鞭撻いただきますよう、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。
(伊東分科会長)　ありがとうございました。

閉　　会

(伊東分科会長)　以上で、本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様から全体を通して何か、ご意見等ございますか。

事務局から何かございますか。

(蒲生管理室長)　特にございません。

(伊東分科会長)　それでは、本日の会議を終了いたします。次回の日程につきましては、決まり次第、事務局からご連絡させていただきますので、皆様、よろしく願いいたします。

以上で閉会といたします。